

# 香春町浄化槽整備事業のご案内

～合併処理浄化槽の設置をお考えの方へ～

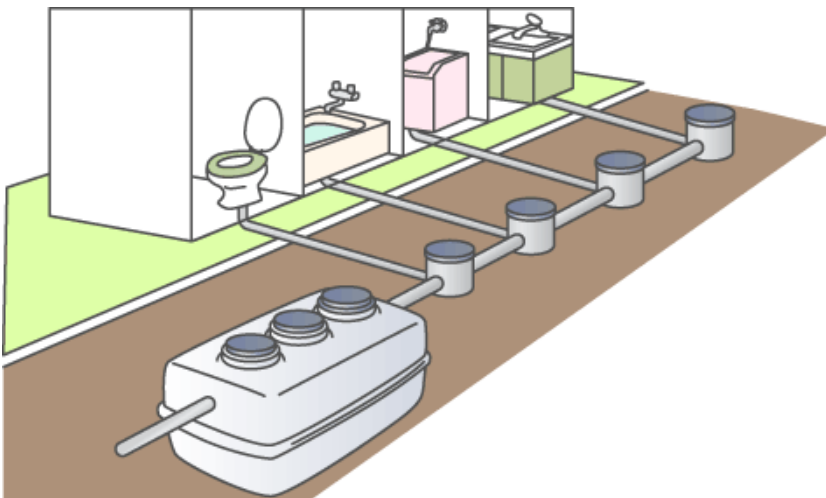


## 1 合併処理浄化槽とは？ ～生活排水をくまなく浄化～

合併処理浄化槽は、水中の微生物のはたらきを利用して、生活排水をきれいにします。

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD(生物化学的酸素要求量。水の汚れを示すめやす)除去率90%以上、処理水質:BOD20mg/l以下であり、公共下水道と同じ程度のものです。

(配置イメージ)



合併処理浄化槽は、生活排水を自然に近い状態に浄化します。  
設置スペースは、乗用車1台分です。



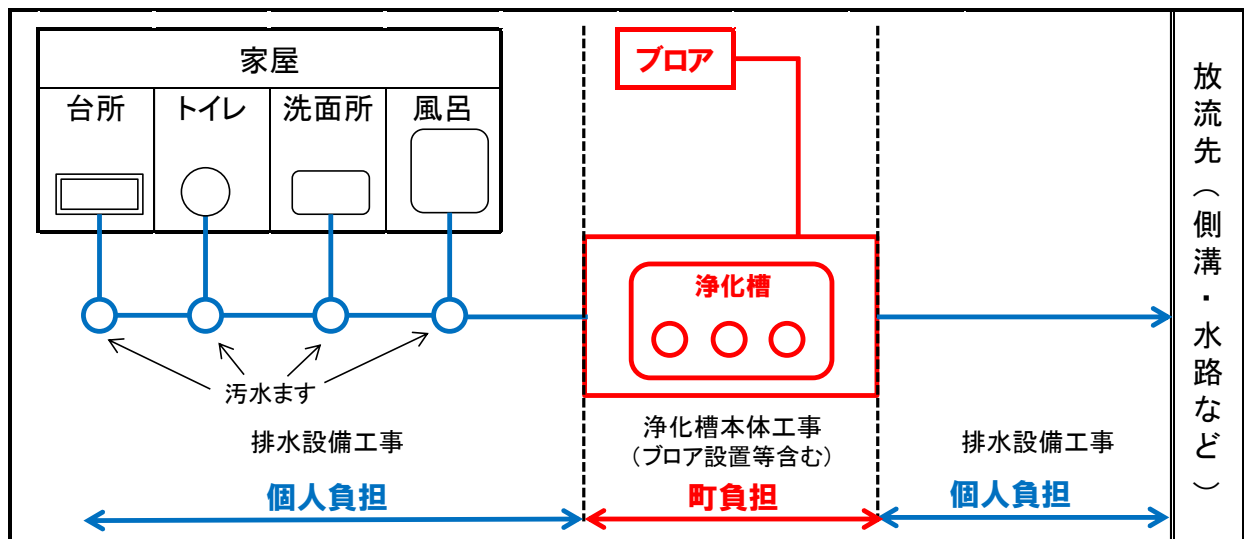
## 2 香春町浄化槽整備事業とはどんな事業？

町が申請者の土地を無償で借り、申請者から分担金をいただき浄化槽を設置する公共浄化槽です。

使用開始後は、毎月使用料を納めていただき、町が浄化槽の点検・清掃等の維持管理を行っていきます。

香春町浄化槽整備推進事業の対象区域は、町内全域が対象区域となっています。

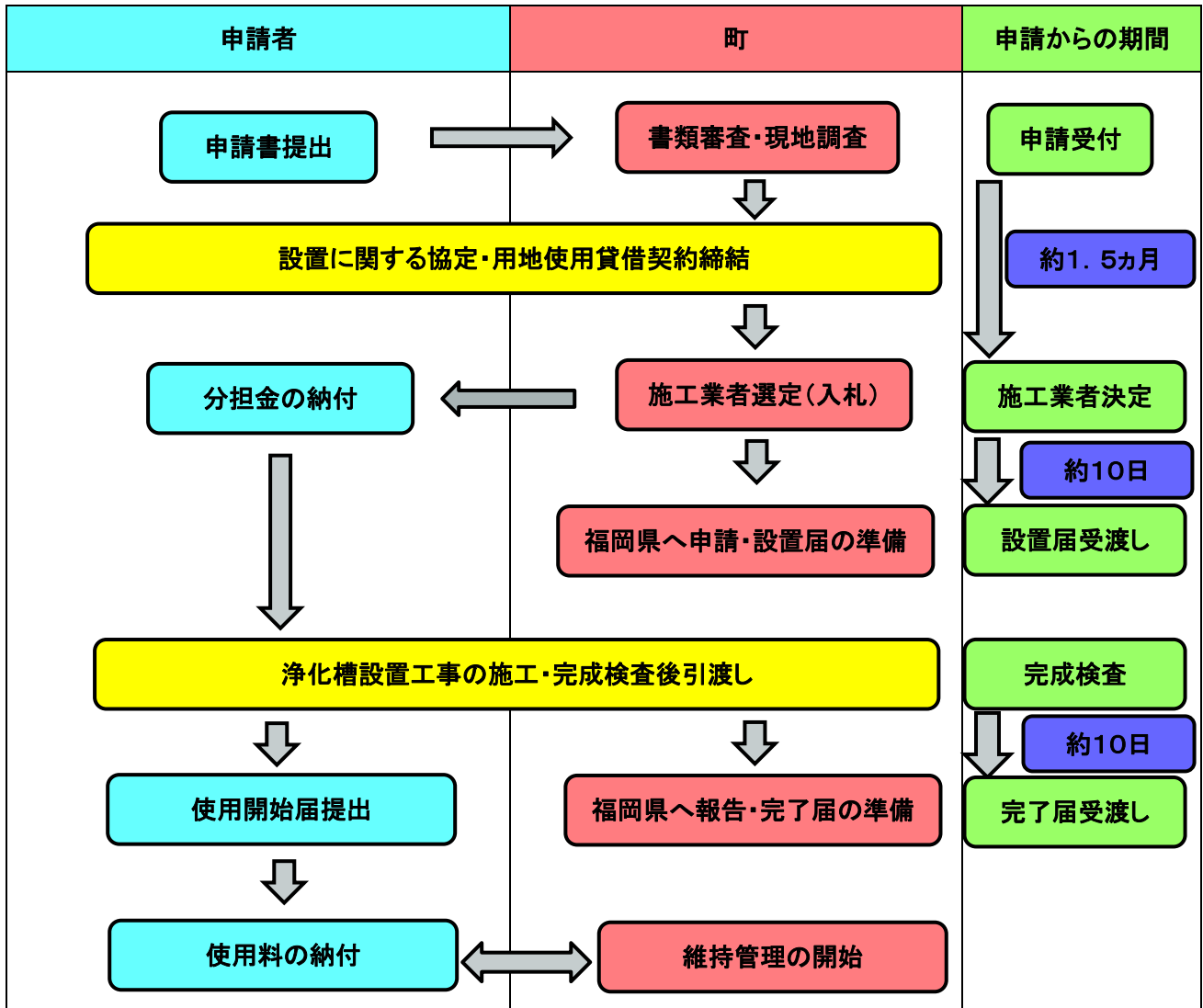
## 3 浄化槽工事の負担区分



浄化槽本体工事以外の工事は、全額個人負担となります。

- 浄化槽の上を駐車場として利用するための補強工事
- 標準工事を超える増嵩工事費(掘削土に含まれる不純物の除去費など)
- 浄化槽設置の支障となる塀、庭木、庭石、水道管などの撤去・移設・復旧工事
- 放流ポンプ設置工事、電気工事、水道工事などの付帯工事
- 水洗便器購入費、トイレの改造工事費
- 単独処理浄化槽の撤去工事(補助金があります。)
- 個人の都合により浄化槽を移転・撤去する場合や個人の責任により生じた修繕

## 4 申請からの基本的な流れ



## 5 申請にあたって注意すること

- 浄化槽の設置用地は、町と土地所有者とで無償貸借契約を締結します。
- この事業の対象となる浄化槽は、専用住宅または併用住宅で10人槽までです。
- メーカー保障期間(10年間)を過ぎたブロウ・浄化槽のふたの修理・交換は、個人負担になります。
- 屋内配管から汚水すままでの配管の修理・交換は個人負担になります。
- 申請期間は、4月から11月末までです。申請年度の1月末までに設置工事を完了してください。
- 申請から工事完了まで60日～90日程度かかりますので、早めに申請してください。

## 6 分担金と使用料

### ◆ 分担金

浄化槽の設置に要する費用の一部を分担金として下記の金額をご負担いただきます。

人槽区分	5人槽	7人槽	10人槽
分担金	80,000円	92,000円	116,000円

設置する浄化槽の大きさは、一般住宅の場合、居住人数でなく延べ床面積等で決定します。

目安として延べ床面積 130 m<sup>2</sup>以下は 5 人槽、130 m<sup>2</sup>を超えたときは 7 人槽、2 世帯住宅(風呂・台所がそれぞれ 2 箇所以上あるもの)は 10 人槽となります。(人槽はJIS基準により福岡県が算定します。)

### ◆ 使用料

町が業務委託した専門業者が使用料の徴収および保守点検や清掃の維持管理を行います。

使用料は、実際に使い始めた翌月(翌1日の属する月)から発生します。

新築などで、浄化槽設置から住み始める日まで間が空く場合は、住み始める日が決まった時点で速やかにご連絡ください。

人槽区分	5人槽	7人槽	10人槽
月額使用料(税込)	5,010円	5,640円	6,640円

**7人槽・10人槽をご使用する専用住宅は、世帯人数が2人以下の場合、使用料を減額できます。**

**浄化槽の使用を休止する場合は、別途清掃料がかかります。**

使用料には以下の経費が含まれます。

- 保守・点検費用(4ヶ月に1回以上、年間3回以上)
- 汚泥引き抜き(年1回)
- 法定検査料(11条検査)
- 消毒薬品代および一部の消耗品代
- 浄化槽本体および配管の修繕料

## 7 合併処理浄化槽設置に対する支援制度

### ◆ 合併処理浄化槽転換にかかる配管費補助

汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合は、配管費の一部(1軒あたり 50,000円)を補助します。

### ◆ 単独処理浄化槽転換補助

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行う場合は、転換に要する費用の一部を補助します。

人槽区分	5人槽	7人槽	10人槽以上
補助限度額	260,000円	280,000円	300,000円

### ◆ 利子補給制度

浄化槽設置のための水洗化に伴う改造を行う場合、700,000円までに対し、最大2%の利子補給を行います。

田川信用金庫香春支店「浄化槽設置ローン」の使用により、利用可能です。

※1 金利は、金融機関が設定します。利率については、金融機関でご確認ください。

※2 金融機関による審査があります。

# 浄化槽の正しい使い方について

- ① 台所での調理くずや使用済油などを流さない。  
(調理くずは、三角コーナー・ろ紙・フィルター等で除去し、油は紙等でしみこませて捨てるか、再利用する。)



- ④ 便器の掃除には、微生物に影響する塩酸などの薬品を使用しない。洗剤や漂白剤は、メーカー記載の量を守り、大量に使用しない。



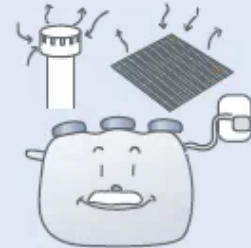
- ② トイレの洗浄水は適正な量を流す。



- ③ トイレにトイレットペーパー以外の異物は、流さない。  
(ビニール・プラスチック・紙おむつ・生理用品・タバコなど)



- ⑤ 浄化槽の電源は切らない。  
ブロー（送風機）の空気取り入れ口や通気口をふさがない。



- ⑥ マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。



## お問い合わせ

香春町役場 税務住民課生活環境係

TEL 0947-32-8400

FAX 0947-32-4815

E-Mail : [seikatu-kankyo@town.kawara.fukuoka.jp](mailto:seikatu-kankyo@town.kawara.fukuoka.jp)